

4 大淀川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：大淀川，横市川及び溝之口川並びにこれらに接続する公共用水域

区分	業 種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度（水素指）	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）		大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	
				日間平均	最大	日間平均	最大
昭和49年10月11日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）	食用アミノ酸製造業	5.8～8.6	30	40	40	60	
	製糸業	5.8～8.6	90	120	70	90	
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	300
	豚房施設，牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40	300
	排出水量200立方メートル未満のもの		80	100	90	120	
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和49年10月11日以後の設置に係る特定事業場	その他のもの（でん粉又は化工でん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	豚房施設，牛房施設又は馬房施設を有するもの		20	25	30	40	300
	排出水量200立方メートル未満のもの		60	80	70	90	
	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他のもの		20	25	30	40	
	排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

- 備考 1 「特定事業場」とは，法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは，特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は，1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乘せ排水基準は，排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については，適用しない。
- 5 この表に掲げる上乘せ排水基準は，昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については，適用しない。ただし，当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事を行っていることを含む。）によって特定事業場であるときは，この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は，排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。